

農業農村整備事業に係る負担のあり方有識者懇談会 開催要領

1 目的

北海道における農業農村整備は、開拓の歴史から、農道や排水路など公共的な施設の整備に係る地元負担は市町村が、農業生産性や農家経営の向上につながる農地の整備に係るものは農家負担として事業が進められている。

一方で、農業農村整備事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）が、平成3年に国から示され地方公共団体の標準的な費用負担の指針とされている。

こうした中、ガイドラインを適用した場合の道や市町村の費用負担への影響について検討すべきとの指摘があることから、北海道におけるこれまでの負担の考え方の妥当性やガイドラインを適用した場合の費用負担への影響はもとより整備の推進に与える影響など、農業農村整備事業に係る負担のあり方について、様々な立場から客観的・専門的に意見を聴取するため、本懇談会を開催する。

2 開催

対面形式とし、年3回程度の開催とする。

3 議題

懇談会における議題は、次のとおりとする。

- (1) 社会的公平公正・便益の観点
- (2) 自治体の社会的責任

4 構成

懇談会は、別紙1の構成員をもって構成する。

5 運営

- (1) 懇談会は、農政部農村振興局農村設計課長(以下、「農村設計課長」という。)が招集し、主催する。
- (2) 農村設計課長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 事務局

懇談会の事務は、農政部農村振興局農村設計課において行う。

7 その他

この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、農村設計課長が別に定める。